

## 登記事項証明書（法人のみ）

1. 法人申請のみ添付。(個人は不要)
2. 履歴事項全部証明書  
(変更の有無について確認するため、必ず履歴事項全部証明書を提出。  
新規免許申請の場合は、現在事項全部証明書でも可。)
3. 目的欄に宅建業を営む旨の事項が記載されていること。
4. 受付時で発行日から3か月以内のもの。
5. 農業協同組合等については、代表理事等、一部の役員のみ登記事項証明書に記載している場合がある。役員(理事・監事等)就任の議事録等を添付し、併せて代表者の証明した役員名簿を提出。
6. 株式会社の場合、重任登記がなされていない場合は、役員不在となるので重任登記を行ったものを提出。